

和歌山県有床診療所協議会会員事務局より会員の皆様へ

(2020.11.26)

文責：辻 興

いつも当協議会活動へのご協力心より感謝申し上げます。

10/31 開催「第2回理事会」において当協議会の事務部門の情報共有、互助の場として「事務部会」設立が議決され、発案者の紀の川クリニック 石黒事務長、辻整形外科 尾崎事務長、辻秀樹整形外科 服部事務長を中心として運用開始に向けた準備が進められております。11/25には会員事務局において設立準備会議が開催され、会員事務局は事務部会設立案を受理しております。コロナ禍において早急に事務部会の運営を開始し、会員相互の情報共有を行なう事が今とても求められていると考え、提出された設立案を中心に近日中に書面にて理事会を開催し、年内に臨時総会(書面開催)を開催し、会員の皆様の承諾を得て、活動を開始出来ればと考えています。早期の事務部会活動開始に向け、会員の皆様のご協力をお願い申し上げます。そして、是非、事務部会活動にご参加頂き、有床診がコロナ禍を生き抜くためのご支援、ご協力を頂きます様、宜しくお願い申し上げます。

尚、石黒事務長より日本医療機能評価機構の「新型コロナウイルス感染症対応医療従事者支援制度」のご案内がありました。政府労災保険等に加入している医療機関の従業員が保証対象で、補償内容は医療従事者1名あたり新型コロナウイルス感染症の罹患により4日以上休業した場合20万円、新型コロナウイルス感染症の罹患により死亡した場合500万円、実質的な保険料負担は医療従事者1名あたり1000円(年間保険料)とのことです。石黒事務長より御提供頂きましたリーフレットを添付致しますので、是非、機構HP等で詳細確認の上、ご利用のご検討頂きます様宜しくお願い申し上げます。

新型コロナウイルス感染症対応 医療従事者支援制度

医療従事者支援制度とは

新型コロナウイルス感染症に対応する医療従事者は、自身が感染する、感染の媒介者になるかもしれない不安や恐怖の中、患者の治療に従事されています。
医療従事者支援制度は、医療現場の最前線で働く医療従事者が安心して働けるよう、そして医療提供体制をしっかりと維持していただけるよう創設された制度です。



加入できる
医療機関

● 日本国内の病院、診療所(歯科診療所を含む)、助産所、訪問看護ステーション、介護医療院
※病院、診療所については保険医療機関のみご加入いただけます。

補償対象

政府労災保険等に加入している医療機関の従業員

※職員100名以下の医療法人の代表者・役員、個人事業主は政府労災保険の特別加入者となることにより補償の対象となります。

※公務員災害補償法等の対象とする公務員も補償対象となります。(国家公務員を除く)

※本制度への加入に当たっては、「すべての医療従事者を補償対象とする」、「医療資格者と診療報酬で評価の対象となる看護補助者等に補償対象を限定する」のいずれかを選択することができます。

補償内容(医療従事者1名あたり)

■ 新型コロナウイルス感染症の罹患により4日以上休業した場合…………… **20**万円を給付

■ 新型コロナウイルス感染症の罹患により死亡した場合…………… **500**万円を給付

※各補償につきましては、政府労災保険等の給付(休業補償給付、遺族補償給付)が決定された場合に保険金をお支払いします。
なお、休業日数の認定は、政府労災保険等における決定に従います。

実質的な保険料負担額 ※国、医療団体からの補助適用後

年間保険料(医療従事者1名あたり) **1,000**円

被保険者 \ 被用者	医療資格者等(*)	左記以外
新型コロナウイルス感染症対応 医療機関(*)	無料 ※国と医療団体の補助金充当	1,000 円
上記以外の医療機関	500 円 ※医療団体の補助金充当	1,000 円

(*) 「新型コロナ感染症対応医療機関」、「医療資格者等」の定義はWEBページをご確認ください。

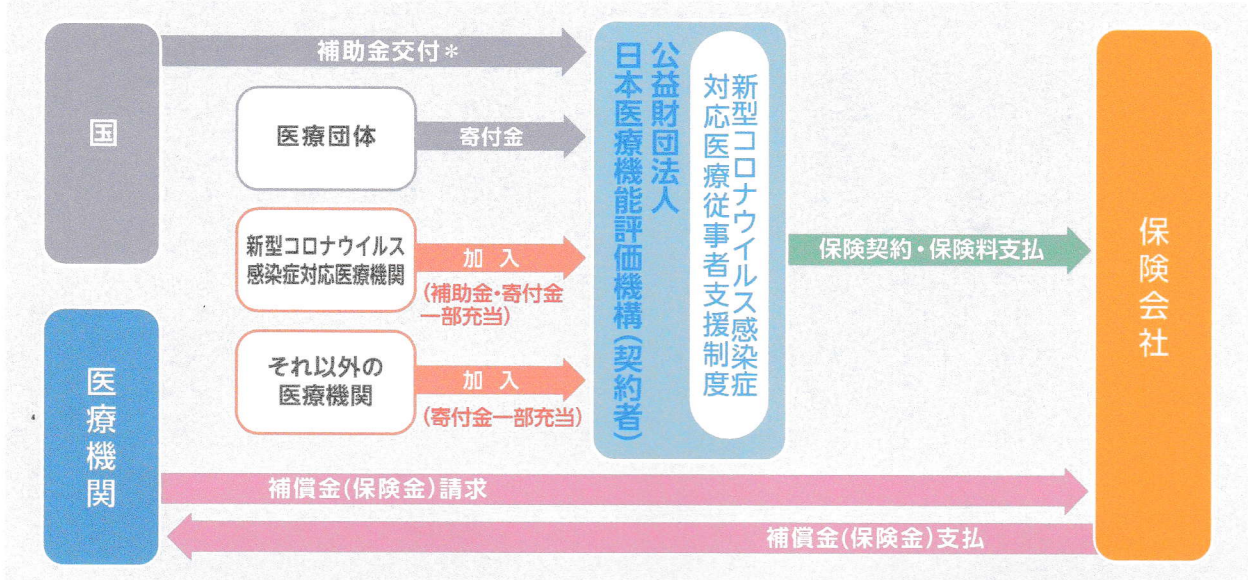
※1 本制度は「令和2年度新型コロナウイルス感染症対応医療機関労災給付上乗せ補償保険加入支援事業補助金」の対象であり、制度に加入される新型コロナウイルス感染症対応医療機関の医療資格者等については、保険料の一部が国から助成されます。

※2 上記に加え、本制度の保険料の一部には医療団体からの補助がございます。補助金の対象、補助金額の詳細、自院の保険料負担額につきましては、[裏面に記載のWEBページ](#)よりご確認ください。



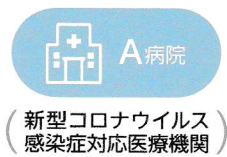
新型コロナウイルス感染症対応医療従事者支援制度の枠組み

医療機関は、(公益)日本医療機能評価機構を契約者とする保険に加入することで、国からの補助金や医療団体からの寄付金を活用し、負担しやすい保険料で、医療機関に勤務する医療従事者が業務に起因して新型コロナウイルス感染症に罹患し政府労災等の認定を受けた場合に休業補償を、また万一死亡した場合には死亡補償を医療機関(被保険者)が行うことにより被る損害に対して保険金を受けることができます。なお、保険金は全額、その医療従事者(被用者)またはその遺族にお支払いいただきます。



*補助金交付については契約者が代理申請を行います。

加入例



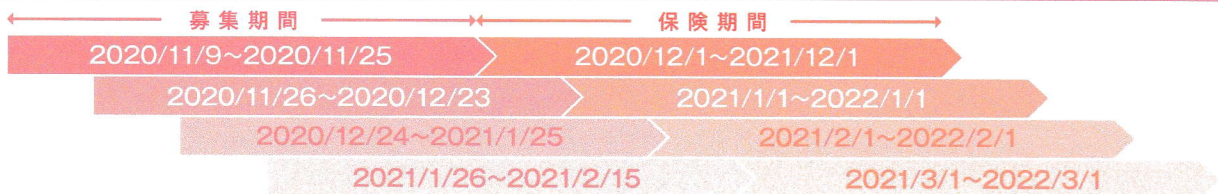
- 職員数 **300名**
(医療資格者210名、医療資格者以外90名)
- 年間保険料 **300,000円(300名×1,000円)**
- 国からの補助金 **105,000円(210名×500円)**
- 医療団体からの寄付金 **105,000円(210名×500円)**

A病院の実質的な負担

300,000円
-105,000円-105,000円
= 90,000円

※本制度への加入に当たっては、「すべての医療従事者を補償対象とする」、「医療資格者と診療報酬で評価の対象となる看護補助者等に補償対象を限定する」のいずれかを選択することができます。

スケジュール



申し込み方法

補助金の対象・詳細・保険料の負担額やお申込みはコチラ▼

制度の詳細のご確認、申し込みについては、右のQRコードまたは下記URLより特設サイトにアクセスいただき、お手続きをお願いいたします。

<https://jcqhc.or.jp/w-comp/>

※特設サイトは11月9日(月)開設予定です。

医療従事者支援制度

検索



このチラシは、新型コロナウイルス感染症対応医療従事者支援制度(労働災害総合保険)の概要についてご紹介したものです。保険の内容は上記特設サイトをご覧ください。詳細は保険約款によりますが、ご不明の点がございましたら下記のコールセンターまでお問い合わせください。

お問い合わせ先

【東京海上日動火災保険株式会社】
医療・福祉法人部 法人第一課 コールセンター

11/9(月)受付開始予定

☎ **0120-370-540**

平日10:00-17:00
(土日祝除く)

10/28(水)受付開始予定

✉ **shien2020@tmnf.jp**

※メールでのお問い合わせの際は、お名前、ご連絡先、お問い合わせ内容を記載願います。

引受保険会社

(幹事)
東京海上日動火災保険株式会社

損害保険ジャパン株式会社

三井住友海上火災保険株式会社